

反対討論要旨（2010/12/17）

私は、日本共産党県議団として、提案されました42件の議案のうち、14件に賛成し、反対する28件の内の主なものについて、また、請願・陳情の委員会審査結果に反対するものの内の主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第73号「平成21年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」についてであります。

2009年度は、この間の、自民・公明政権のもと、労働者、高齢者、障害者、農民、中小業者など、あらゆる層の貧困と格差の拡大が社会問題となつた年でありました。そんな政治を変えてほしいという国民の強い思いで、8月に「国民生活が第1」と訴える民主党政権へと政権交代。前政権から引き継いだ雇用対策、地域活性化対策に上乗せした形で、国の経済対策が取られました。それに対して、本県はどのような県政執行がなされたのでしょうか。鹿児島において、地域経済の冷え込み、県民の雇用状況や生活状況などさらに厳しさが増している中で、県民の命と暮らしを守っていくための抜本的な方向転換が求められていました。反対の理由の第1は、国の政策に引きずられる形で、県も雇用対策、地域活性化対策、低所得者へのセーフティーネットの構築を図りながらも、その趣旨が十分に活かさず、行財政改革による経費縮減が優先された点です。

たとえば、地域活性化交付金で、2億6500余万円で業務用パソコン2,429台を購入していますが、一括して富士通エフサスに発注されました。地域振興というよりも、効率性、経済性を優先した結果であります。地域活性化交付金であれば、地元の業者に分割して発注してこそ、文字通り、地域の活性化につながります。今議会に、補正予算で、国の交付金にもとづく、様々な事業が組まれておりますが、質疑でも申し上げたように、工事の発注や物品の購入においては、地元の業者に仕事が回るように努力していただくことを再度お願いしております。

また、2009年度においては、貧困と格差が広がる中で、補正予算で、生活福祉資金の貸し付け原資として、全額国庫で、9億6000余万円が、県社会福祉協議会に補助されました。国の制度の見直しで、貸付利率が年3%から1.5%へ引き下げられ、連帯保証人がいる場合は無利子で貸付ができるようになりました。これによって、鹿児島県においては、例年90数件だった生活福祉資金の貸付件数が332件へと広がりました。しかしながら、貸付金額は1億925万6千円と前年度と比較して1千万円ほどしか増えていません。

同、生活福祉資金貸付について熊本県では、499件、貸付金額が1億9,860余万円。宮崎県においては、534件、貸付金額が3億3,631余万円 となっているところです。もちろん単純に比較はできませんが、国による制度改善の趣旨が、低所得者の生活の改善と福祉の向上のために活かされるような県の施策の展開を求めるものです。

また、2009年度、県立能力開発校や県立農業大学校の授業料、県営住宅の家賃に、県立病院の助産料がのきなみ値上げとなりました。これらは雇用機会の確保や低所得者対策、少子化対策に逆行する値上げであります。

このような負担を県民に押しつけながら、無駄な大型開発の公共事業に貴重な税金の投入を続けている点が、反対の第2の理由です。

その一つ、人工島「マリンポートかごしま」には、2009年度、1億8,108万円が注ぎ込まれてきました。今年度で、埋立が完了する2工区について、緑地や駐車場、防災シェルターなどを作る設計委託がなされていますが、他にどんな施設を作るのかアイディアを県民に募集しました。「県政の浮揚発展に必要不可欠」と「71億円の経済効果」を売り物にして、県民の反対の声を押し切って始まった人工島建設です。今さら、県民にアイディアを募集すること自体、人工島が必要不可欠ではなかったという証ではないでしょうか。

2つ目、鹿児島臨空団地へは、2009年度、土地開発公社へ借入金金利を補助する臨空団地分譲特別対策事業に7,864万円。立地した企業へ土地購入費の補助を行う臨空団地企業立地促進補助事業に3,581万円が支出されています。

3つ目、島原・天草・長島架橋に関して、2009年度、また前年度を下回って建設促進事業に181万1千円、基礎調査に269万5千円が支出されました。

反対の理由の第3は、人件費の削減です。一般職員の給与、総額約70億円が削減となっています。地域経済や民間給与へマイナスの影響を与え続けてきた賃金カットは、一刻も早くやめるべきです。

以上の理由から、2009年度歳入歳出決算について、認定できないものであります。

次に議案第89号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。これによって、一般職員の給与の賃金カットを8年間続けることになり、来年度だけで、46億円。この8年間で、総額約354億3千万円もの削減となるものです。県財政の危機的状況を招いた責任は、県債に頼りながら、身の丈を大きく超えて普通建設費を増大させてきた歴代知事と県当局、それを追認してきた議会にあります。

よって、県職員に責任を押しつける本議案には、賛成できません。なお、知事、副知事、教育長の月額給料の削減や管理職手当の削減については、賛成するものであることを申し添えます。

次に、議案第94号、95号、99号については、いずれも「指定管理者の指定について議決を求める件」についてでありますが、これらは、一括して反対理由を申し述べます。

今回、合わせて21の公の施設について、指定管理者の指定を行う議案が提出されております。

ここでは、その中の3つの施設について、取り上げます。

県民の森については、指定管理者制度の導入前から、森林整備公社が委託を受け、管理運営をしていました。導入以前は、2005年度7,210万円の委託費であったものが、今回の指定にあたっての応募額は、年間5,534万円と、当時の76%の額となっています。

作業員は、以前は、年間を通して、1ヶ月14日～15日仕事があったものが、今は、経費縮減のため、冬場は9日～10日しか働けなくなっています。1000haという広大な面積を以前は、2つの地区に分けて1地区20名前後ずつでやっていたものを、現在は、全

体を20数名でやっています。樹木の剪定や除草などの作業は、体力を使う仕事ですが、若い人は、これだけの仕事では、生計を立てることはできないので、70歳を上限とした60歳代の人が働いています。

また、「霧島アートの森」や「みやまコンセール」は、特定として、県文化事業財団が指定を受けています。導入以前の委託費から、指定の度に、少しづつ応募額が減額となっています。展示や企画展、コンサート開催などのイベント等の予算是削らずに、経費縮減の努力がなされています。このような施設は、清掃や警備、造園などの業務委託がなされており、今後、働く人たちの労働環境の悪化にならないことを願うものです。

そもそも、指定管理者制度は、サービスの向上と経費縮減を同時に要求しており、これらを両立させるには、おのずとして限度がありますが、それを押して縮減を続けるとすれば、必然的に働く人たちへしわ寄せがくることになります。合わせて、県有施設に対する県の責任を軽くすることにもなる指定管理者制度を継続するこれらの議案には賛成できないものです。

次に、議案第104号「鹿児島県立ゆすの里の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件」であります。県立ゆすの里は、身体障害者更生援護施設であります。これを、県社会福祉事業団に民間移譲するというものです。この施設は、現在、指定管理者として社会福祉事業団が指定されていますが、同じ事業団に移管するといつても、大きく違うのが、民間の施設なり、建物の維持管理を含めて、利用者の処遇についても、責任が県の手から離れることになる点です。同様の民間施設があるから廃止をよしとするのではなく、障害者自立支援法により障害者福祉施設の経営が困難をきわめる中だからこそ、非効率的な部分を県立の施設でカバーしたり、民間のモデルとなる取り組みを進めるなど、県立施設の存在意義が試されるものであります。

以上の理由から、本議案に反対するものであります。

次に、請願・陳情についてであります。

まず、陳情第1037号「名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情」について、委員会審査結果では、継続審査であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

国は、1県1地方気象台を基本方針としておりますが、本県は、南北600キロに及ぶ県土を有していることや台風の常襲地帯であることを勘案すると、他の都道府県と同列に論じられないことは明らかであります。北海道、沖縄県においても、複数地方気象台が設置されています。現在、名瀬測候所は、予報官3名で奄美地方を所管する予報業務を行っていますが、勤務が5交替制であることや、台風の襲来等に備えての災害対策を考えたときに、測候所から地方気象台へ格上げし、人員の配置を充実させることが必要です。今回の豪雨災害においても、被害を回避するために、気象予報をいかに充実させることが大事かが実感されました。県議会として、本陳情は採択し、国に対して、名瀬測候所の地方気象台への格上げを要求すべきであります。

次に、陳情第2023号「さとうきびの生産振興にかかる操業期間短縮に関する陳情書」について、委員会審査結果では、継続審査であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

種子島においては、このさとうきびの、作付け面積や生産量が増え、当然に增收が期待されているところであります。

地元では、中種子の製糖工場の能力をアップさせるという約束の下に、市町ごと3箇所あった工場のうち2箇所が閉鎖となり、中種子の1箇所だけになりました。その結果、さとうきびの増産に、製糖工場の操業が追いつかず、操業開始が早くなるために、糖度が高くなるのを待たず早く刈り入れをせざるを得ないことや、操業が遅くまでかかることにより、次の株出し等の肥培管理に入れないなど、栽培農家は大変困った状況にあります。

種子島においては、さとうきびは、かけがえのない重要な収入源であり、住民の生活を守り、種子島の地域振興のためにも、本陳情は採択し、製糖工場にはもちろん、国や県にもできる限りの対策を求めるべきであります。

最後に、陳情第4048号「すべての子どもにゆきとどいた教育を求めるための陳情書」について、委員会審査結果では、不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情の項目は、三十人学級の実現や教育費の負担軽減、普通教室へのクーラー設置など、すべての子どもたちに行き届いた教育を実現するための環境整備を求めるものであります。

本陳情の項目の実現を阻んでいるのは、国の貧困な教育予算です。日本の教育予算の水準は、GDP比3.4%で、OECD加盟国の中で最下位、諸国平均の七割にも達していません。

また、日本の公立学校の1学級に在学する児童・生徒の平均人数は、小学校が28.0人で加盟国では韓国・チリに次ぎ3番目に多く、中学校は33.0人で韓国に次いで2番目に多くなっています。OECD平均は、小学校21.6人、中学校23.7人です。今、圧倒的多数の教育関係者は、一致して教育予算の増額を求めていました。現在国において、来年度から8年間で小中学校における30人、35人学級の実現のための、新たな教職員定数改善計画案が出されていますが、その財源確保が課題となっています。

本陳情の項目はいずれも、現在の子供たちや教育をめぐるさまざまな課題の解決のために、国や県が教育条件の整備として強く求められているものであり、財政上の負担を理由に後回しにすべきではありません。本陳情は採択し、必要な施策を国や県に求めるべきであります。

以上で、討論を終わります。